

大阪広域水道企業団水道事業給水条例のあらまし

- 1 当企業団が四條畷市、太子町及び千早赤阪村の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めます。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。